

第17 消防用水

1 消防用水の形態等

消防用水は、防火水槽又はプールその他これらに類する形態（河川、海等は、原則として除く。）を有するものとする。

2 消防用水の位置

令第27条第3項第2号に規定する「建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が100m以下となるように設ける」とは、吸管投入孔又は採水口からの水平距離で包含できるものであること。

3 構造等

（1）地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水

- ア 消防用水に設ける吸管投入孔は、その一边が0.6m以上又は直径0.6m以上のものとし、所要水量が80 m³未満のものにあつては1個以上、80 m³以上のものにあつては2個以上設けること。●
- イ 消防用水に設ける採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号。以下「結合金具の規格省令」という。）に規定される呼称75のねじ式受け口に適合する単口とし、設置個数は、第17-1表によること。

第17-1表

所要水量	20 m ³	40～100 m ³	120 m ³ 以上
採水口の数	1 個	2 個	3 個

ウ 採水口に接続する配管は、「第2 屋内消火栓設備」4（1）並びに（2）エから力を準用するほか、次によること。

（ア）呼び径は、80A以上とすること。●

（イ）ろ過装置を取り付けること。●

エ 採水口は、地盤面から高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。

オ 採水口には、覆冠等を取り付けること。●

カ 水源は「第2 屋内消火栓設備」2によること。

（2）地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水

ア 消防用水の所要水量が、地盤面下4.5mを超える部分にある場合は、加圧送水装置及び採水口を設けること。

イ 加圧送水装置は、「第2 屋内消火栓設備」3（1）（イ（イ）及びウを除く。）を準用するほか、次によること。

（ア）加圧送水装置の位置は、採水口からの取水に支障の生じない位置とすること。

（イ）加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、第17-2表によること。

第17-2表

所要水量	20 m ³	40～100 m ³	120 m ³ 以上
加圧送水装置の吐出量	1100L/min	2200L/min	3300L/min
採水口の数	1個	2個	3個

(ウ) 加圧送水装置の全揚程は、(イ)に定める吐出量時において採水口までの落差及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。

ウ 水源は、「第2 屋内消火栓設備」2を準用すること。

エ 起動装置は、次によること。●

(ア) 起動装置は、採水口及び防災センター等からの遠隔起動とすること。ただし、採水口付近に起動装置が設置できない場合は、採水口と防災センター等の間に同時通話装置（インターホン等）を設けること。

(イ) 採水口の直近及び防災センター等には、加圧送水装置が起動した旨の表示灯を設けること。

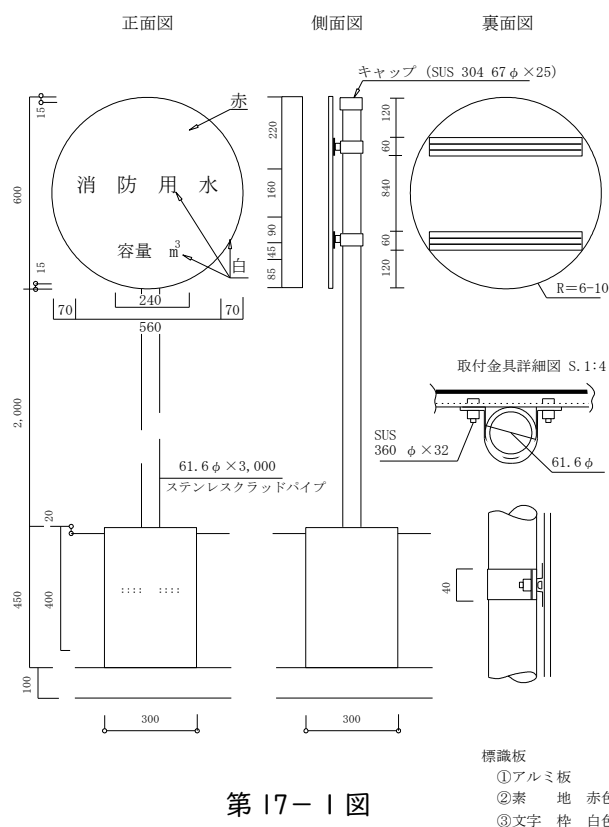
オ 採水口は、結合金具の規格省令に規定される呼称65の差込式差し口に適合する単口とし、(1)ウからオまでを準用すること。

(3) 地盤面より高い部分に設ける消防用水

(1)イからカまでを準用するほか、採水口の直近の操作しやすい位置に止水弁を設けること。

4 表示等●

(1) 消防用水を設けた場所の付近の見やすい位置に第17-1図の例により標識を設置することとし、「消防用水」の表示とともに当該消防用水の容量を併記すること。

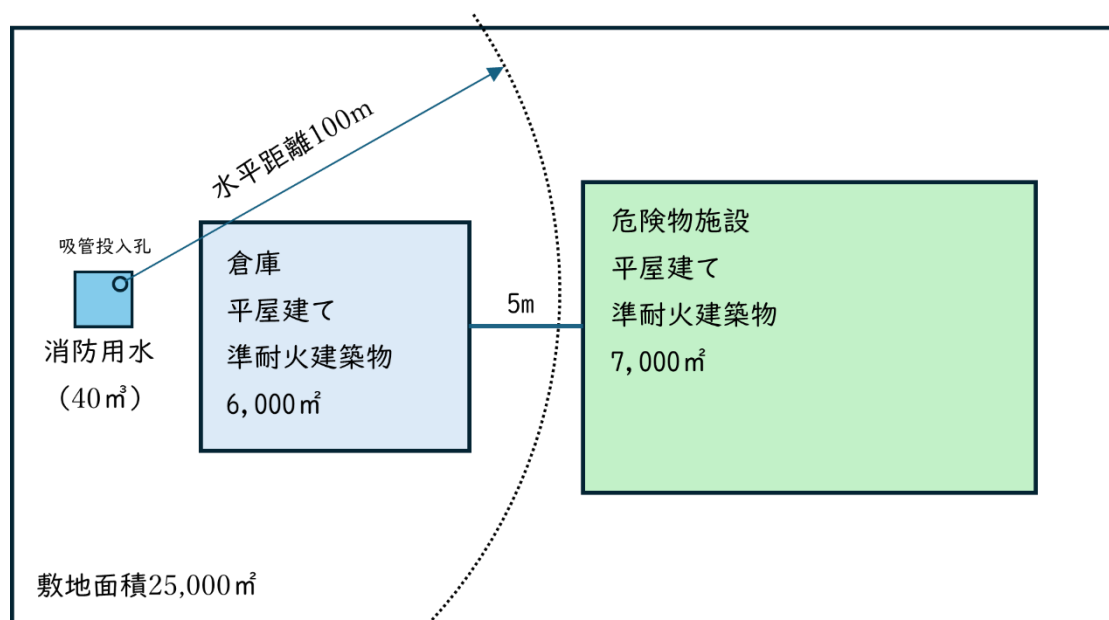


第17-1図

- (2) 吸管投入孔には、「消防用水」又は、「吸管投入孔」と表示した標識を設けること。
- (3) 採水口には、「採水口」又は「消防用水採水口」と表示するとともに当該消防用水の容量を併記すること。
- (4) 3(2)により加圧送水装置を設けたものにあつては、採水口付近に当該加圧送水装置の起動方法を表示すること。

5 その他

- (1) 令第27条第1項第2号に規定する「高さ」とは建基令第2条第6号に規定される「建築物の高さ」をいうものであること。
- (2) 令第27条第2項の規定については、同一敷地内の建築物が危険物施設に該当する場合も適用されることに留意すること。ただし、当該危険物施設の床面積を考慮した有効水量の確保や危険物施設となる建築物の各部分から1の消防用水までの水平距離を100m以下とする必要はない。(第17-2図)



第17-2図

- ※1 令第27条第2項の規定により、消防用水の設置が必要となる。(いずれの建築物も準耐火建築物であり、10,000 m²でそれぞれ除した商の和が1以上となるため)
- ※2 有効水量の検討においては、危険物施設の床面積を考慮する必要はない。(倉庫の床面積で検討を行うこととなり、有効水量は40 m³必要となる。)
- ※3 危険物施設を水平距離100m以下で1の消防用水から包含する必要はない。